

La pensée consitutionnelle de D. Diderot

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10908

ディドロの憲法思想

畑 安 次

はじめに

一 憲法思想の原点としての自然法論

二 人権思想

1 人権思想の諸潮流

2 所有権——「労働による所有権」論——

3 フィジオクラート批判——「公共善」論——

三 主権思想

1 主権思想の原点としての人民主権論

2 立憲君主制と民主制

むすびにかえて

はじめに

『百科全書』においてディドロによって表明された政治思想は……これまで十分な研究の対象とはなつてこな

かった^{〔1〕}とJ・ブルースト(Jacques Proust)が一九六三年に指摘したように、ディドロの『百科全書』時代の政治思想およびそれ以降の『革命前夜』ともいうべき時代状況における政治思想との関係については、必ずしも詳細に研究されてきたとは言えない。ブルーストらの監修によるエルマン社の『ディドロ全集』(*Diderot Oeuvres Complètes*, Hermann)が刊行され、今後さらなるディドロ研究が進むことと思われるが、現時点での研究状況においてはこの点は基本的には変わっていない。特に、ディドロが人権の基礎的観念である「自由」「平等」「所有」をどのように関連づけて人権思想を展開しているのか、また、ディドロが一貫して恣意的・専制的君主制を否定していることは明らかだとしても、究極の政治形態として立憲君主制(制限君主制もしくは穏和君主制)を考えていたのか、それとも民主制までも考慮に入れていたのか、については明確な結論が出ているとは言えない。そこで本稿は「ディドロの憲法思想」と題し、彼の人権思想および主権思想を検討することによってこの問題解決の糸口を見出したい。

なお本稿はディドロの政治思想を考察するものではあるが、あえて「憲法思想」と題したのは、近代立憲主義の基礎としての人権思想および主権思想を念頭に置いているからである。近代立憲主義の定義とその歴史的意義をめぐってはさまざまな議論があり得ようが、本稿では、一七八九年のフランス人権宣言における「人間は自由かつ権利において平等なものとして生まれ」たとする第一条、「主権の淵源は本質的に国民に存する」との第三条(国民主権(*souveraineté nationale*)の原則)、およびそれを踏まえて定められていると考えられる「権利の保障が確保されず、権力の分が定められていない社会は憲法を持つものではない」とする第一六条の規定を前提とするものである。

一 憲法思想の原点としての自然法論

啓蒙期の政治思想・法思想にはニュアンスの違いはあるにせよ、ほぼ共通して「自然状態」(Etat de Nature)および「自然法」(Droit naturel)に関する考察が含まれている。その場合、ルソーのように「自然状態」を歴史上の事実としてではなく想定された状態として説明しているのを別にすれば、⁽²⁾自然状態は社会状態(社会的結合)を説明するための道具概念として設定され、しかも、その自然状態は自然法によって規律されているとするのが一般的である。その意味においては、自然状態と自然法は密接不可分な関係において捉えられている。

因みに、『百科全書』においてジョクール (Le Chevalier de Jaucourt, 1704-79) が担当した「自然状態」という項目⁽³⁾によれば、自然状態とは「その誕生時点における人間の状態」(l'état de l'homme au moment de sa naissance)であるが、それは、①神との関係 (rapport à Dieu) という観点から考察した場合、②その同胞の援助もなく孤立している個々人を想像するという観点から考察した場合、③すべての人々の間に存する道徳的關係に基づいて考察した場合、という三つの観点から展開されている。

これらのうちジョクールが主として考察対象にしているのは、③の観点からみた自然状態である。それは、(a)完全に自由な状態 (un état de parfaite liberté) であり、(b)平等の状態 (un état d'égalité) であり、(c)自然法 (la loi naturelle) によって規律された状態として捉えられている。この自然状態から社会状態へ移行する基本的原因は何か。ジョクールは三つの原因を考えている。第一に、自然法は理性的人間によって把握されるとはいえ、人間は

打算 (intérêt) もしくは無知 (ignorance) によってその自然法を無視することがあり、その場合人々の同意によって制定された法律があればそのような人間の行為を制することができるが、自然状態にはそのような法律が欠如していること。第二に、自然状態には制定された法律にしたがって紛争を解決するための公平な裁判官が欠如していること。第三に、自然状態には判決執行の強制権が欠如していること。要するに、自然状態において立法権、司法権、執行権の欠如していることが、自然状態から社会状態への移行の原因である。人間は自然状態の長所と欠点を比較して社会的結合の道を選んだのであるから、政治権力の目的および限界もまた明らかである。つまり、それは各人が自然状態から譲り受ける財産の保全、人民の平穏・安全・幸福の確保に他ならない。このように、一七世紀のロックと同様、一八世紀フランスのフィロゾフにとっても、ほぼ共通して自然状態は自由で平等な状態であり、自然法によって規律された状態として捉えられている。

これに対して、デイドロは『百科全書』において「自然法」という項目を執筆しているが⁽⁴⁾(一七五五年)、注目されるのは、彼がジョクールとは違って、「自然法」を「自然状態」と結びつけていない点である。結論を先取りして言えば、デイドロにとって自然法は人間の善悪の判断基準である。この善悪の判断基準に言及する彼の出発点は、生来的に社会的で理性的な存在である人間の自由意思 (le volontaire) である。彼は言う。「もし人間が自由でないとすれば……動物的な善悪はあり得ても理性的な善悪はないであろうし、また道徳的な善悪も不正も義務も権利もないであろう。」したがって、デイドロにとって「自由」とは、理性の働きによって善意に満ちた行動をとり得るということに他ならない。

ところで、理性にしたがって行為することが「自由」であるとしても、その行為が善であるか悪であるかは、何によって判別されるのであろうか。彼は、それを「一般意思」(la volonté générale)に求める。この「一般意思」は、「正義・不正義の性質」(la nature du juste et de l'injuste)を決するものであり、人々の利益の一致(「諸君の同胞に対する、同胞の諸君に対する一致」(cette conformité de vous à eux tous et d'eux tous à vous))をもたらす意思、すなわち「私的利益」と「公共的利益」の一致をもたらす共同構成員全員の意思である。「一般意思は常に善良である。それは誤ったことがなかったし、誤ることはないであろう。」それは、ルソーが『学問芸術論』において、情念を静めておのれの良心の声 (la voix de sa conscience) に耳を傾けよ、と説いたあのヴェルチュ (la vertu) につながる意思である。⁽⁵⁾ ルソーはデイドロにヒントを得てデヴェュー作『学問芸術論』を構想し、『人間不平等起源論』を経て『社会契約論』における「一般意思」論に帰着したと考えられる。

それゆえ、各人の「特殊意思」(la volonté particulière) にしか耳を傾けない人間は人類の敵 (l'ennemie du genre humain) であり、逆に、「一般意思」に服することは社会の絆となる。デイドロは言う。「一つは一般的で、他の一つは特殊である二つの意思のうち、一般意思は決して誤ることはないものであるから、人類の幸福のために立法権がいずれの意思に属すべきであるか……を考えることは困難なことではない。」「法はすべての人々のために作られねばならない」のであるから、立法権者はこの一般意思に耳を傾けるべきである。そうすれば、自然法の本質 (la nature du droit naturel) は変化しないであろう。

このように、デイドロは理性的人間の自由意思を前提として、善悪の判断基準としての自然法の存在を確信し、それを把握し得る意思を「一般意思」という表現で呼んでいるのである。デイドロにとって、人間は社会的理性の存在であり、自然法の何たるかについての理解可能性を有する存在である。したがって、この「一般意思」に耳を傾けることのできる立法権者のもとに生きるとき、自然法の規律する普遍的秩序が実現される。デイドロは言う。「君が人類の一員であり、かつ人類の一員として止まるとき、君の注意を引くのは君と他のすべての人、他のすべての人と君の利益の一致である。この一致を決して見失わないことだ。それなくしては君は、善、正義、人間性、徳の觀念が悟性 (l'entendement) の中でぐらぐらのを見るであろう。」

デイドロにとって、この自然法の規律する普遍的秩序の実現が究極的な目的である。この目的達成のための方途は政治的歴史的な時代状況の違いに応じて異なることは言うまでもない。筆者は、デイドロの政治思想の原点をなすものがこの自然法論・一般意思論であり、それはいわばデイドロの政治思想の原理論をなしていると考ええる。そして、この原理論に基づいて、個々の政治状況に応じた彼の政治思想の具体的な表現形態が現出するのだと考える。この原理論をバックにして、デイドロは、ユートピアンとも思われる極めて理想主義的な政治思想の次元から、その思想の一貫性を疑わせるやに思われる極めて現実主義的な政治思想の地平にまで下降するのである。この点については、さらに後述することにする。

二人権思想

1 人権思想の諸潮流

啓蒙期フランスにおける人権思想は、「自由」(la liberté)「平等」(l'égalité)「所有」(la propriété)という基礎的観念をどのように関連づけているかによって、その内容を大きく異にする。概して言えば、それは次の四つの潮流に整理することができる。①モンテスキュー(Montesquieu, 1689-1755)に代表されるように、ルイ十四世の絶対王政に先行する時代を「古き良き時代」として捉え、貴族の特権保持の観点から貴族中心の「自由」と「所有」の観念を強調し、「平等」を重視しようとはしない人権思想(したがって、身分制を前提にしていることから近代的な人権思想とは言えない)。②フィジオクラート(重農学派)のケネー(F. Quesnay, 1694-1774)やメルシエ・ド・ラ・リヴィエール(Mercier de la Rivière, 1720-93)に代表されるように、私的「所有」が保障されることが「自由」の意味するところであるとして、この二つの基礎的観念を一体として前面に押し出し、「平等」の観念を相対的に後退させる人権思想。③ルソー(J.-J. Rousseau, 1712-78)に代表されるように、政治的・社会的不平等の起源は私的「所有」にあるとしてこれをネガティブに評価し、「平等」理念を実現しようとするればその私的「所有」を極力制限しなければならんとする人権思想。④マブリ(G. B. Mably, 1709-85)やモレリ(Morelly, 生没年不詳)に代表されるように、究極的には生産手段の私的「所有」を一切否定し、財産共有社会(la communauté des biens)を実現することによってはじめて「自由」と「平等」観念の統一の実現が可能になるという人権思想。

啓蒙期におけるこれらの人権思想は、主権思想と結びついて憲法思想の潮流を形成し、革命期においてそれぞれの実践主体を見出して継承されていくことになる。すなわち、(a)モンテスキューの憲法思想は、「君主主権」(la souveraineté monarchique)を前提としつつも、貴族の特権を廃止しようとする王権に対して抵抗し、結果的に「革命の序曲」を奏でたバルマン(Parlements・高等法院)の法服貴族たちに、(b)フィジオクラートの憲法思想は、「民衆」に対して革命的行動を喚起した時点では「人民主権」(la souveraineté populaire)を唱えつつも、やがて「能動的市民」(le citoyen actif)と「受動的市民」(le citoyen passif)を区別することによって「国民主権」(la souveraineté nationale)に帰着した国民議会(Assemblée nationale)の指導者の一人シエース(Abbé Sieyès, 1748-1836)に、(c)ルソーの憲法思想は、一貫して「人民主権」を主張した国民公会(la Convention nationale)の指導者ロベスピエール(M. Robespierre, 1758-94)に、(d)マブリやモレリの憲法思想は、「人民主権」の確立を目指して「共産主義革命」を展望したバブーフ(F. N. Babeuf, 1760-97)に継承されていく⁽⁶⁾。

2 所有権——「労働による所有権」論——

さて、問題は、上記の四つの人権思想の潮流のうち、ディドロがどの潮流に属するものである。ここでは、ディドロの所有権論を中心にして、彼が「自由」「平等」「所有」の観念をどのように関連づけて人権思想を展開しているかを見てみよう。ディドロの所有権論は、おそらく一七六三年に書かれたものとされる『出版業に関する書簡』(Lettre sur le Commerce de la Librairie)において、「自然が最初に平等にすべての人びとに与え、耕作という、所有

の第一の正当な手段によってのみ個人が手に入れる畑や牧場や木やブドウ畑⁽⁸⁾と述べていることに明らかのように、「労働による所有権」論である。この「労働による所有権」論は、一七七一年の『父と子供たちとの対話』(Entretien de père avec son enfant) において、所有権を基礎づけるものは何か、という問いに対して、「それは労働による財産の所有である」(la prise de possession par travail) との回答がみられることに明らかのように⁽⁹⁾、デイドロの晩年においても変わっていない。いま少し、デイドロに耳を傾けよう。「本当の富は人間と土地しかない。人間は土地がなければ無価値だし、土地も人間がなければ無価値である」⁽¹⁰⁾。「国民の内ではちばん苦勞しながら、栄養も一番悪いとしたら、農民は農民であることに嫌気がさすか、死んでしまいかするにきまっている。暮らしが楽になったらみんな百姓をやめてしまう、などと言うのは、無知か薄情なのかどちらかである」⁽¹¹⁾。

以上のことから明らかのように、それは、ロックの『市民政府論』(Two Treatises of Civil Government, 1690) において展開されている所有権論を継承したものであり、以下に見るように、フィジオクラートの所有権論に呼応するものである。

ロックの「労働による所有権」論は、フィジオクラートのケネーやその弟子であるメルシエ・ド・ラ・リヴィエールに継承されている。

例えば、メルシエ・ド・ラ・リヴィエールは『政治社会の自然的本質的秩序』(De l'Ordre naturel et essentiel de la société politique, 1767) において、この「労働による所有権」について概略次のように述べている。人間の本性的感情は「享有への愛」(l'amour des jouissances) と「苦痛の嫌悪」(l'aversion de la douleur) であり、これらは「人

類にとつての二大原動因 (les grands ressorts de l'humanité)」である⁽¹²⁾。これらの感情は労働を通じて充足されることから、「その労働の成果の平穩な所有を確保する全ての手段を保持し得るように……人間をしむける欲求が生じる」⁽¹³⁾とつて、各人がその身体の所有者であるのは当然のことである。「この最初の権利は絶対的な正義の根本法 (la première loi du juste absolu) である」⁽¹⁴⁾。それゆえ、他者の身体および所有権を恣意的に侵害することは許されない。「われわれはそのような明らかな無秩序を予防し、妨げるためにのみ社会に結合しているのである。この無秩序は、その絶対的な必要性と正義とがわれわれにとつて明白である権利を無に帰せしめるものである」⁽¹⁵⁾。したがって、P・ジャンネ (P. Janet) が戦前の段階で指摘していたように、「所有権、自由および安全を保障する社会制度の総体は、メルシエ・ド・ラ・リヴィエールのこのような展開は、ケネーの次の一節にも明らかである。「不動産および動産

の所有権は、それらの正当な所有者に確保されねばならない。なぜなら、所有権の安全は社会の経済的秩序の本質的な基礎だからである」⁽¹⁷⁾。ルソーやマブリーおよびモレリを別にすれば、啓蒙期フランスの思想家たちの多くは、ロックの労働による所有権論を継承したケネーおよびその解説者であるメルシエ・ド・ラ・リヴィエールと同様に「所有権」を最も神聖な自然権として考えていたと見てよいであろう。デイドロもまた基本的にはこの潮流に属する。

次のような指摘はこの点を確認するものである。「デイドロがロックに負っているのは、ただ一つの点である。それは所有権の問題にかかわる。ロックは所有権を労働によって基礎づけ、この権利の擁護を立法の主要な目的としたが、デイドロも権力の侵害に対して私的所有権を擁護することを主張する」⁽¹⁸⁾。(古賀英三郎)「ただ一点に関して、

デイドロはロックに対して特別に負っているものがあるように思われる。それは所有権の問題である。所有権を最初の占有権から生じさせる伝統的理論の他に、デイドロはロックの理論——ロックにとって所有権は労働を通じて取得される——に事実上道を譲っており、したがってロックのように、彼デイドロはこの権利の擁護が立法の主要な目的だと考えるのである。⁽¹⁹⁾ (J・ブルースト)

デイドロが「労働にもとづく所有権」というロックの所有権論、それを継承したケネーおよびメルシエ・ド・ラ・リヴィエールの所有権論に共鳴し、『政治社会の自然的本質的秩序』を賞賛したのは、すでに見た善悪の判断基準としての自然法Ⅱ「一般意思」の何たるかをわきまえて得る理性的存在、すなわち、自己のアイデンティティーを示し得るような所有者の台頭の必要性を感じていたからである。そこには、主権者たるべき人民の旧体制からの解放という視点が明確に読み取れる。晩年におけるロシアの農奴解放の提言は、その証であると言えよう。

このように、デイドロの所有権論はフィジオクラートのそれと同一構造を成すものであり、デイドロはメルシエ・ド・ラ・リヴィエールの『政治社会の自然的本質的秩序』によって、その政治的関心を喚起されることになる。この点につき、A・ストラグネル (Anthony Stragnell) は、次のように述べている。「じや増す専制的な統治の政治的破綻における怒りと欲求不満の増大してくる感情を彼が捨て去ったとき、彼は『政治社会の自然的本質的秩序』の中に、彼自身が賞賛する諸原理の最初の完璧で説得力ある説明を見いだしたのである。」「デイドロに対するラ・リヴィエールの影響の価値は、彼をしてその政治思想を一新させ、それらの思想の関係を認識させ、それらの思想を個々の多くの概念としてではなく、一個の統一的な体系として見させるほどのものであった。」⁽²⁰⁾

3 フィジオクラート批判——「公共善」論——

ところで、ケネーやメルシエ・ド・ラ・リヴィエールに代表されるフィジオクラートは、この所有権を神聖な自然権として位置づけ、この所有権に基礎づけられた自由こそ「産業の真の基礎」(le véritable élément de l'industrie)であるとして、そこから「穀物取引の自由」を導き出している。しかし、A・ストラグネルが言うように、「政府の干渉が所有権の侵害を構成するという原理に基づく穀物取引の自由 (The freedom of the corn trade) は、独占と投機および人間の生まれながらの多くの権利すなわち飢餓状態以上の生活をする権利の否定へと導く。」⁽²¹⁾ このことは、一七六八年と一七七〇年の間に展開された穀物取引に関する政策論争において基本的な論点になる。

A・ストラグネルの研究によれば、この論争は、飢餓と物価高騰の原因であるとして有害な穀物取引を防止するために発せられた一六六九年八月三十一日の王宣 (the royal declaration) にまで遡る歴史を有しているのだが、この王宣に対する反対運動は一七五二年に始まった。その時の商務長官グルネー (J.C. Gournay, 1712-59) および「経済学派」重農学派の創設者ケネーは、その陳情書において「小麦取引に対して設定された障壁は、国王の臣民を小麦の耕作から方向転換させております」と指摘し、穀物取引の抑制策に対する反対運動は政府に影響を及ぼすことになる。この結果、一七六三年及び一七六四年の勅令によって穀物取引禁止が解除される。しかし、一七六四年の勅令は、一七六六年および一七六七年の収穫不良に際して独占業者の穀物備蓄をもたらすのみで、事態の悪化を防ぐことはできなかった。一七七〇年の大飢饉による穀物不足は、この穀物取引の自由をめぐる問題を再燃させることになる。⁽²²⁾

この時点で「穀物取引の自由」政策に対する反抗の先頭に立ったのは、デイドロの友人でパリ駐在ナポリ王国大使

であったアベ・ガリアニ (Abbe Galiani, 1728-87) であった。ガリアニは『小麦に関する対話』 (*Dialogues sur les blés*) という作品の出版をデイドロに依頼し、デイドロはその出版に成功した。メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの『政治社会の自然的本質的秩序』に対する賞賛によってフィジオクラートに結びついていていたデイドロは、この問題をめぐって沈黙を守っていたが、一七七〇年の『ガリアニ師讀』 (*Apologie de l'abbé Galiani*) において、「ガリアニ師の著作は天賦の才ある人の著作である」⁽²³⁾と述べ、ガリアニの主張を弁護するに至る。

このようにして、デイドロとフィジオクラートとの訣別が始まる。この点について古賀英三郎は次のように述べている。「一七六五年から一七七〇年にかけての重農主義運動の高揚はデイドロに影響を及ぼす。デイドロの重農主義への改宗は、一七六七年におけるメルシエ・ド・ラ・リヴィエールとの出会いで決定的になる。デイドロは、彼の『政治社会の自然的本質的秩序』 (一七六七年) を読んで絶賛した。しかしこの改宗も長く続かない。二つの影響が作用した。一つは友人グリムが重農主義の敵として、『文芸通信』誌上で、重農主義者の徒党精神、神学的用語、農業重視からくる非農業的なものへの軽視、合法的専制主義の正当化を批判していた。もう一つは、ナポリの人ガリアニ師の重農主義批判である。ガリアニは、一七六九年夏シヨワズールにより追放されてナポリに帰るとき、『小麦取引に関する対話』の原稿をデイドロに渡して、その出版をデイドロに託した。同年一二月末に同書は刊行されたが、それ以前の一七六八年一月にデイドロは、ガリアニとの対話ですでに重農主義者がする小麦の輸出の自由という主張の非を納得させられていたのである」⁽²⁴⁾。

また、A・ストラグネルはこの訣別に関して次のように述べている。「ラ・リヴィエールは、デイドロが自らの政治思想を明晰なものにし体系化するのを助けたが、しかし彼はそれらの思想の抽象的で空想的な性格を強化した。ガリアニは、国民の経済生活や政治生活を支配している現実的条件についての研究から得られるであろう豊かな見返りをデイドロに明示することによって、デイドロをこれらの知的制約から自由ならしめた」⁽²⁵⁾。

さて、デイドロとフィジオクラートの理論的訣別の内容を、デイドロの『ガリアニ師讀』における所有権をめぐる議論に探ってみよう。デイドロは次のように述べている。

「自由で無制限な輸出を救うために君はいきなり所有の不可侵の権利を持ち出しているのだが、この所有の不可侵の権利なるものは——私の意見を述べねばならないとすれば——不幸にしてうるわしい空語にすぎないのだ。現実的なものであれ見せかけのものであれ、公共的問題や一般的安寧が問題となるときに、何らかの神聖な権利というものが存在するであろうか」⁽²⁶⁾。

「所有権は個人と個人との間では神聖である。もしそれが神聖でなければ、社会は解体すること必定である。社会に対する個人の所有権の場合は逆である。というのは、もしそれが何か神聖なものであったなら、この社会では偉大で有用なことは何ひとつなされないことになるからである。或る種の個人の所有は、普遍的な目的をたえず邪魔することによって、社会を破滅に導くであろう。なぜならば、或る種の個人の所有権は、社会の富裕や力、そして安全のための真実の手段をたえず妨害するからである」⁽²⁷⁾。

このように、デイドロはメルシエ・ド・ラ・リヴィエールの『政治社会の自然的本質的秩序』における「労働による所有権」という所有権論の歴史的な意義を認めつつも、⁽²⁸⁾ルソーが看破していたようにその私的所有権が反社会的・

反公共的役割を演じることを認めることはできないのである。あえて言えば、ディドロの所有権論はルソーの所有権論と同様に、私的所有権を認めつつも、それを公共善 (*le bien commun*) Ⅱ公共の福祉に従わせるといふ現代所有権論につながる構造を有していると言えよう。それはまた、ディドロの政治思想における原点Ⅱ原理論への回帰を意味するものでもある。

「所有」に関するディドロの立場は以上の通りであるが、これと「自由」および「平等」との関係はどのように考えられているのであろうか。「自由」については、『法典編纂に際して代議員に宛てたロシア女帝の訓令に関する考察』 (*Observations sur L'Instruction de l'impératrice de Russie aux députés pour la confection des lois*, 1774) において、ディドロは次のように述べている。

「私は、女帝の『訓令』のうちに、優れた法典編纂計画を見るが、その法典の安定性を保障する手段が見られない。……私は、国民全体 (*corps de la nation*) の解放のためのいかなる入念な計画も見出さない。したがって、解放も自由もなければ、所有もない。所有がなければ、農業もない。農業がなければ、いかなる力、いかなる栄光、いかなる富裕、いかなる所有もない。」⁽²⁹⁾

ここでは、ロシアにおける農奴解放・土地「所有」・「自由」の三者が統一的に提起されていることが分かる。

次に、「平等」に関してはどのように考えられているのであろうか。『エルヴェシウス反駁』 (*Refutation d'Helvétius*, 1774) において、ディドロは次のように述べている。

「富の配分は、それが各人の手腕と働きに応じたものなら、公正になされたと言いうことができる。その結果とし

ての不等からには、なんらの困った事態も起こってこないであろう。逆にこの不等こそは、金銭の影響力を失わせるとは言わないまでも減ずる手だけが見つかりさえすれば、むしろ社会一般の幸福の基礎となるものである。そしてこの手だてとしては、私の知る限り、国家のあらゆる頭職、あらゆる地位を競争試験にゆだねる以外にないのである。」⁽³⁰⁾

このような「平等」観は、フィジオクラートのそれと基本的には同様である。例えば、ケネーは次のように考えている。自然状態においては、人間はその労働によってのみ必要とする物に対して自然権を有するにすぎないのだが、「肉体的・知的能力と、特に各人のその他の諸手段を考えてみるならば、なおそこには人間の自然権の享有に関して大きな不平等が見出されるであろう。この不平等は、その根源においては正義でもなければ不正義でもない。それは、自然の諸法則の結合から生ずるものである。」⁽³¹⁾したがって、各人はその能力を行使できるという権利においては平等であっても、肉体的、知的能力の差異に伴う生産力の不平等は否定しがたい自然法則であって、「財産と生活状態の不平等」は本質的に正当なものということになる。⁽³²⁾

しかし、先に見たように、ディドロはフィジオクラートとは違ってこの所有権を野放しにするのではなく、「公共善」 (*le bien commun*) の観点から制約する必要があると考えているのである。ディドロの平等観は、『百科全书』の「人間 (政治論)」 (*Homme (Politique)*) の次の一節に明確に現れている。「純益が多く、その配分が平等なら、それだけ立派な行政が行われていることになる。純益が多くても、その配分が非常に不公平で、国民が二つの階級に分かれ、一方には富がありあまっているのに、もう一方が貧窮の内に死んでいったりするよりは、純益がそう多くなく

でも、配分が平等に行われた方がましかもしれない。⁽³³⁾」

この点では、デイドロはルソーと同様の地平に立っていると言えよう。したがって、「自由」「所有」「平等」という基礎的理念をいかに関連づけて人権思想を構成しているかという点については、デイドロはフィジオクラートとルソーの中間的位置を占めていると言いうことができる。

三 主 権 思 想

1 主権思想の原点としての人民主権論

先に見たように、デイドロによれば自然法とは人間の行為に関する善悪の判断基準であり、それに従えば社会の普遍的秩序を確立することができる。それを捉え得るのは、共同体構成員の理性的意思としての「一般意思」である。この自然法観は、『百科全書』において彼が執筆した「政治的権威」(Autorité Politique, 1751) という項目の論述⁽³⁴⁾を基礎づけるものとなっている。それを見てみよう。

「何人も、他人に命令する権利を自然から与えられたのではない。」確かに、父権 (la puissance paternelle) は自然的権利のごときものではあるが、それは子供が自立の状態に達するやたちまち終了する。それゆえ、権力というのは、①それを篡奪した人の力および暴力、②人民の同意 (le consentement) に基づくものである。ところが、暴力によって篡奪した権力は、それに服従する人々の力に優っている限りでしか存続しない。これに対して、「人民の同意に由来する権力は、必然的にいくつかの条件を前提にしている。その条件が権力の行使を正当化し、それを社会

的に有益なもの、国家に有利なものとする一方、権力を固定し、限界内に抑制するのである。その理由は、人間は完全に、かつ無条件に自分の身を他人に与えてはならないし、またそうすることはできないからである。」したがって、「真の正当な権力 (la vrai et légitime puissance) は、それゆえ必然的に限界を持つ。」「簡単に言えば王位・政府・公的権力は国民の総体 (le corps de la nation) が所有者である財産であり、君主 (les princes) はその用益権者 (les usufructiers) 、執行者 (les ministres) 、保管者 (les dépositaires) である。」したがって、「国家が君主に属するのではなく、君主が国家に属する」のである。それゆえ、国民がその所有者である政治的権威を委託するという服従契約 (le contrat de soumission) の条件は国によって異なるとしても、「国民は自分で結んだ契約を、万難を排して維持する権利を持っている。いかなる権力であっても、この契約を変更することはできない。契約が履行されなくなれば、国民は誰とでも、自分の思いのままに、新しい契約を結ぶのは正当な権利だし、全く自由である。」

この論述の中核をなしているのは、明らかに人民主権論である。この人民主権論は先に見た自然法論とともに、デイドロの憲法思想の原点となっている。

この時点でのデイドロを捉えて、古賀英三郎は次のように言う。「デイドロは、理論上は国民主権を認めながら、それに基づく君主制を説く⁽³⁵⁾」。

しかし、H・セーは一九二五年の段階で次のように述べている。

「往々にしてデイドロは啓蒙的専制主義の信奉者だと考えられてきた」が、「そのことを肯定することほど不正確なことはない。」「君主は合法的に絶対的な支配者たり得ない。というのは、君主がその臣民に対して行使する権力は、

その臣民から得たものだから。したがって、『この（君主の）権力は自然法と国家の法（*les lois de la nature et de l'Etat*）によって制約される。』この諸原理にしたがって、ディドロは、政府は主権者の私的所有物であるという考えと闘うのである。すなわち、『世襲的な政府さえも個人の財産ではなく公共の財産であり、したがって、人民から奪うことはできないのであり、すべての財産は本質的に人民にのみ属するのである。』／これはまったく「社会契約」（*Contrat Social*）の理論である。ディドロは、ルソーからこの理論を借用したのであろうか。それを肯定することはできない。これらの思想が表明された『百科全書』のその項目は一七五一年に、つまり『社会契約論』の一二年前に印刷されたのである。⁽³⁶⁾

セーはディドロの契約論を「社会契約」の理論だと解しているが、正確にはそれは「服従契約」（*le contrat de soumission*）であり、ディドロ自身も *le contrat de soumission* という表現をしているのであるから、その限りではセーの解釈は正確ではない。しかし、ディドロを啓蒙的専制主義の信奉者だとする見方は不正確であるとのセーの指摘は、『百科全書』時代のディドロについても正当な指摘であろう。また、後述するように、この指摘の正当性は『百科全書』時代以降の『エカテリーナ二世との対談』（*Entretiens avec Catherine II, 1773*）や『エルヴェシウスの「人間論」の反駁』（*Réfutation suivie de l'ouvrage d'Helvétius intitulé l'Homme, 1773-1774*）を見れば明らかである。この点では、ディドロの憲法思想の原点ともいえるべき人民主権論は、『百科全書』時代とそれ以降においても、基本的には変わっていないと見ることができる。

この「政治的権威」の論述をめぐって議論されてきた問題の一つは、ディドロが次のように述べていることから、彼が「抵抗権」を否認しているか否かという点である。

「臣民に関しては、宗教、理性、および自然が彼らに課する第一の法は、彼ら自身が、その作った契約の条件を尊重すること、その政府の性質を決して見失わないこと、フランスにおいては、支配している家門が、男系によって存続しているかぎり、臣民から服従の義務とその主人を尊敬し恐れるのを、何者にも免除しないということを忘れぬこと、である。」「もし万一不正な野心に満ちた、乱暴な王を持つようなことが起こったとしても、唯一の救済方法すなわち、彼らの服従によって王をなだめ、彼らの祈りによって神の同情をひくことのみによって不幸に処すること、である。なぜなら、かつて支配していた王に対し、また、どのような人物であれ、男子による王の子孫に対して制約された服従の結果として、ならびに、人々がもっていると信ずるすべての抵抗の動機は、充分に検討してみると念入りに色付けられた不忠実の口実に等しいとみられるがゆえに、この救済のみが合法的な唯一の救済であり、また不忠実な行いによってひとびとが君主を正しくしたことは決してなく、税金を廃止したこともなかったし、またすでに人々が嘆いていた不幸に惨めさの度を加えるだけであつたからである。」

この点につき、加賀英三郎は次のように述べている。

『権威の依託』という『契約が履行されなくなれば、国民はだれとでも、自分の思うままに、新しい契約を結ぶのは正統の権利だし、まったく自由である』とされるから、国民の主権者に対する抵抗権を認めているかのようであるが、この文章の意味はそうではなく、王家の血統が絶えることを意味している。むしろ抵抗権は認められていない。⁽³⁷⁾

また、ブルーストも、グロチウスの理論と対照させてデイドロの「政治的権威」という項目を分析し、同項目においては、「デイドロは人民が主権者の権力に抵抗する権利を有していることを認めていない」と述べている。⁽³⁸⁾

しかし、「政治的権威」という項目における一見「抵抗権」を否認しているかに見えるデイドロの見解は、『百科全書』刊行にまつわる種々の政治的圧迫を考慮に入れた歴史的事実に関する認識を示すものであって、その時代的被制約性を無視して、デイドロが「抵抗権」を否認していると即断することには慎重であるべきである。あえて言えば、『百科全書』時代のデイドロはその刊行実現に向けてかなりの政治的配慮をしているものと考えられる。この点については、平岡昇の次のような指摘に傾聴すべきではないだろうか。

「ルソーが人民の立場の理論の純粹性と徹底性を固守したのに対し、現実には専制政治の実態により深くかわつて一層慎重に行動することを余儀なくされたデイドロは、政治の『現実』のくびきを一層強く身を感じ、一種の妥協の跡を理論のなかにもとめてたのだと思われる。だから彼は、民衆の内なる人とされるルソーとは異質な人間ではなく、潜在的には、いつでも民衆のなかにはいれる人ではなかったかと思う。」⁽³⁹⁾

したがって、『百科全書』時代のデイドロの見解には、善悪の判断基準としての自然法という認識^{II}自然法論および人民主権論が、時代的被制約性のもとで、いわば伏流水のごとく流れているのであり、後述するように、『百科全書』刊行後の作品においては、この伏流水が全面的に現出することになるのだと解すべきであろう。

2 立憲君主制と民主制

デイドロが専制君主制を否定していることは、『百科全書』時代から変わっていない。また、『百科全書』時代のデイドロがすでに「啓蒙的専制君主制」を否定的に考えていたことについては、すでに見たH・セーの指摘のとおりである。『百科全書』以降について見れば、一七七三―一七七四年段階のデイドロは、まず、『エカテリーナ二世との対談』において次のように述べている。

「恣意的な統治はみな悪いものです。善良でしっかりした、正しい開明的な支配者の恣意的な統治も例外ではありません。……／反対する権利は、人間社会では譲渡しえない神聖な自然権だと思います。／専制君主はたとえ最良の人間でも、好き勝手に統治することで大罪を犯しているのです。」「自由な国民に起こりうる最大の不幸の一つは、正しい開明的な専制が二・三代続くことでしょう。エリザベスのような主権者が三代も続いたら、イギリス人は知らず知らずに奴隷化し、その状態がいつまで続いたかわからないでしょう。」⁽⁴⁰⁾

次に、『エルヴェシウス「人間論」の反駁』において次のように述べている。

「プロイセン国王は、ベルリン・アカデミーでした講和の中で次のように言った。公正で人間的で有徳な君主のもとに行われる専制政治にまさるものはない、と。／エルヴェシウスよ、こともあろうに君が、こんな暴君の金言を賞讃まじりに引用するのか！公正で啓蒙された君主の専制政治など、よくないものにきまっている。……こういう君主は国民から、考える権利、欲したり欲しなかったりする権利、さらには、君主がよいことを命じるときにもその意志にさからう権利、を奪ってしまう。しかし、この反対する権利 (cet droit d'opposition) という

ものは、どんなにばかげたものであっても、やはり神聖なものなのだ。⁽⁴¹⁾

以上のことから、デイドロが『百科全書』以降においても、啓蒙的君主の統治をネガティブに考えていることは明らかである。問題は、デイドロが究極の政治形態として立憲君主制(制限君主制もしくは穏和君主制)を考えているのか、それとも民主制までも考慮に入れているのかという点である。確かに、デイドロは『百科全書』時代には前者を前提として議論を組み立てており、その後もその姿勢を崩していないように思われる。そのことは、一七七一年の大法官モーブー(Maupéou, 1714-92)によるパリのバルマン(高等法院)の追放事件に関し、デイドロが『エカテリーナ二世との対談』において次のように述べて、バルマンの法令審査登録権(enregistrement)を王権の專制的支配に対する歯止めとして位置づけていることから明らかである。

「この登録の手続きは実に偉大で見事で神聖な掟で、本当の愛国者の手に預けられていたら、それだけでよしまた大臣の策動を全部くいとめられていたはずですし、事実くいとめた例も時にはありました。」登録には初め、原本がなくなっても法律が真正の登録簿に保存されているという効用しかありませんでした。／ついでそれは、国王のどんな意志もそれなしには実行されない一つの条件になりました。たとえば、国王が臣民に税金をかけても、登録がすんでいなければ、その税金を要求し取り立てた者はゆすり扱いされ、令状によって逮捕され、おそらく死刑に処せられたでしょう。⁽⁴²⁾

また、一七七四年の『法典編纂に際して代議員に宛てたロシア女帝の訓令に関する考察』において、次のように述べていることから明らかである。

一人民の他には真の立法者は存在しない。人民以外に真の立法者はあり得ない。人民が自らに押しつけられた法律に真面目に従うということは稀である。人民は、もし自らがその法律の作者であるとすれば、自らの作品のごとくその法律に愛着を感じ、遵守し、従い、擁護するであろう。⁽⁴³⁾

この『考察』は、立法作業に関するエカテリーナ二世の「訓令」に対するものであり、晩年のデイドロの政治思想の並々ならぬ開陳である。この『考察』に着目して、H・セーは一九二五年の段階で、デイドロの人民主権論をデモクラシーとの関連で次のように評価し、彼をデモクラットとして位置づけている。

「デイドロが人民主権論に忠実にとどまったということをわれわれは承知している。」⁽⁴⁴⁾「デイドロはエカテリーナが自由な諸制度すなわち一種の立憲制度をロシアに樹立することを期待し、この制度を創設するよう絶えず彼女に促している。」⁽⁴⁵⁾「彼の全ての作品におけると同様に、一七七四年の訓令に関する『考察』において、デイドロはデモクラシーに賛成の立場を表明している。」⁽⁴⁶⁾「デイドロが善良で知性に恵まれた啓蒙的専制君主に満足しているというのは正しくない。彼とエカテリーナ二世との関係はそうように考えさせ得たが、しかし、今日では、……その関係についてより決定的な形で知られており、デイドロがその自由主義的思想を決して放棄しなかったということが知られている。」⁽⁴⁷⁾「『人間論』と題するエルヴェシウスの作品への反駁において、彼はまた『正当で啓蒙的な君主の恣意的統治は常に悪である』と述べている。」「一言で言えば、彼デイドロは自由な諸制度を考慮にない啓蒙的君主を信用しないのである。」⁽⁴⁷⁾「デイドロは心底デモクラットである。したがって、彼はすべての国家の、特にロシアの農奴制の廃止を欲しているのである。」⁽⁴⁸⁾「彼の同時代の人々の大部分と同様に、デイドロはま

さしく個人主義者である。彼は、あらゆる政治社会の目的は個人の幸福、人類の解放であると考えているのである。また彼は、この解放のための必要條件は人民主権もしくは自由な立憲制度であると確信しているのである。⁽⁴⁹⁾以上のことから、ディドロがどのような政治形態を究極のものとして考えていたのかということを断言することは困難である。しかし、これまで見てきたように、彼が恣意的な専制君主制を否定していること、啓蒙的君主の統治についても否定的に考えていることは確かである。問題はその延長線上に、民主制を視野に入れていたかどうかである。この点について、ヒントを与えてくれるのは、『エカテリーナ二世との対談』および『エルヴェシウス反駁』における次のような見解である。

「万人の意志が協力しあつて、個人の意志を阻みます。それこそ、民主制がほかのどんな種類の統治よりとりわけまさった点なのです。」⁽⁵⁰⁾

「共和制に関する前述の部分は、私にもまったく真実だと思われる。だが、民主政体は民衆の意思の一致を前提とし、意思の一致は、民衆がかなり狭い場所に集まることを前提にしているから、私には小さな共和国というもののしか存在しえぬように思われる。だとすると、たいていこの社会のみが幸福な社会であるとしても、その社会の安全はつねに心もとないものとなるのではなからうか。／私にはリキェルゴスの法律を非難する気など毛頭ない。ただ私は、その法律が大国や商業国を治めるのにむかない、と考えるだけである。」⁽⁵¹⁾

この後者の一節は、エルヴェシウス (C. A. Hervéus, 1715-71) が自由な「市民」は自らの上位に「正義と法」(la justice et la loi) しか見えず、自らが作成した法律にしか従わないとして民主制 (le régime démocratique) を

賞賛したのに対して述べたものである。それは、どちらかと言えば、ルソーが「人民が容易に集合でき、各市民が相互に容易に知ることができるような非常に小さな国家」を念頭において民主制を考えていたのに対し、民主制の国家は小さければ外国からの侵略によって破壊されるし、大きければ国内の悪徳によって破壊されたとしたモンテスキューの『法の精神』の見解を考慮に入れたものと考えられる。

したがって、ディドロは民主制を考慮に入れたつも、当面は、開明的君主が、実質的に立法権を委ねられた人民の代表团Ⅱ「委員会」(la commission) を介して統治するという政治形態Ⅱ立憲君主制を考えていたと言わねばならない。一九二五年の段階で、A・セーが、「要するに、彼の理想は、革命が樹立せんとするような国家であり、少なくともそれについては革命がその定義を与えるであろう」と指摘していることは、⁽⁵²⁾「フランス革命が樹立せんとするよ

うな国家」が革命期のどの時期の政治形態を指しているのか必ずしも明確ではないが、正鵠を射ていると言えよう。

むすびにかえて

思想家は一定の時代的制約の下で、その思想を支える基本的理念とその実現可能性の間で苦悩する。筆者は、その典型例をディドロに見る。本稿が冒頭に掲げた課題の解明はなおその途上にあると言わざるを得ない。「ディドロと民主制」についての考察が、本稿に残された課題である。そこで、ディドロが絶対王政末期という時代的制約の中で、樹立すべき当面の政治形態としての立憲君主制を前提としつつも、さらにその延長線上に君主制の打倒を展望していたとする中川久定『ディドロの「セネカ論」』の次の一節を借りることによって、本稿の結びにかえたい。

「確かに、ディドロは第三身分を代表する議会が、君主の権力を制限する立憲君主制が、現実に実現可能なほとんどのただひとつの合理的政体であると考え、君主がその方向に改革を進めるように啓蒙していくことが、『哲学者』の役目である」と主張し続けてきた。しかし、それと同時に、彼の心情のうちには、即刻君主制を打倒して自由を回復したいという激しい熱狂がひそかに燃え続けていたのである。⁽²³⁾

- (1) J. Proust, La contribution de Diderot à l'Encyclopédie et les théories du droit naturel, *Annales historiques de la Révolution française*, t. 35, 1963, p. 257.
- (2) 「*philosophe* 存在せず、恐らくは存在したことがなく、多分これからも存在しそうにもならぬ一つの状態」——J.J. Rousseau, *Oeuvres Complètes*, Tome III, Edition Gallimard, 1964, p. 123. 本田喜代治・平岡昇訳「人間不平等起源論」(一九七二) 岩波文庫一七頁。
- (3) *Encyclopédie ou Dictionnaire Raisonné des Sciences, des Arts et Métiers par une Société des Gens Lettres*, Tome VI (ET=FN). 訳出に際しては、桑原武夫訳編『百科全書』岩波文庫を参照した。
- (4) Diderot, *Oeuvres Complètes*, Tome 7, Edition de John Lough et Jacques Proust, Hermann, 1976, pp. 24-29. 訳出に際しては、小場瀬卓三・平岡昇監修『ディドロ著作集』第三巻(政治・経済)法政大学出版局(一九八九)一一頁以下を参照した。以下、「ディドロ著作集」と略記する。
- (5) 「おお、徳より素朴な魂の崇高な学問よ……お前の原則は、すべての人の心の中に刻みこまれてはいしないのか。お前の掟を学ぶには、自分自身の中にかえり、情念を静めて自己の良心の声をかたむけるだけでは十分ではないのか。このにっそ真の哲学がある。」——J.J. Rousseau, *Oeuvres Complètes*, Tome III, Edition Gallimard, 1964, p. 30. 前川貞二郎訳『学問芸術論』(一九六八) 岩波文庫五四頁。
- (6) 拙稿「一八世紀フランス憲法思想の一潮流——ケネー、シェイエス、一七八九年人権宣言」金沢大学教養部論集人文科学

- 篇第二一・一号(一九八六)、「ルソー、ロベスピエールと一七九三年六月二四日の憲法」金沢大学教養部論集人文科学篇第二一六・二二号(一九八九)、「モンテスキューの憲法思想」金沢大学教養部論集人文科学篇第三一・一号(一九九三)、「アンシャン・レジーム末期におけるバルマンの憲法思想」金沢大学教養部論集人文科学篇第三〇・二二号(一九九三)、「モレリの憲法思想」同志社法学四六巻三・四号(一九九五)、「マブリの憲法思想」金沢法学第四〇巻一号(一九九八)、「パプー・ヴァイスの憲法思想」金沢法学第四〇巻二二(一九九八)参照。
- (7) Diderot, *Oeuvres Complètes*, Tome VII, Edition de John Lough et Jacques Proust, Hermann, 1976, p. 467.
- (8) *ibid.*, p. 510. 『ディドロ著作集』第三巻一一四頁。
- (9) Diderot, *Oeuvres Complètes*, Tome XII, Edition de H. Dieckmann, J. Varloot, Hermann, 1989, p. 484.
- (10) Diderot, *Oeuvres Complètes*, Tome VII, Edition de John Lough et Jacques Proust, 1976, p. 423. 『ディドロ著作集』第二一巻二〇六頁。
- (11) *ibid.*, p. 424. 『ディドロ著作集』第二巻二〇六頁。
- (12) 本稿では、メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの『政治社会の自然的本質的秩序』について、これを収録した(但し全部p. 33-35) Eugène Daire, *Collection des Principes Economistes*, Tome 2, *Physiocrates*, Réimpression de Edition 1846, OSNABRUK OTTO ZELLER, 1966. 以下p. 34. 以下「Daire」*Physiocrates*, 2略記する。*Physiocrates*, p. 634.
- (13) *Physiocrates*, p. 609.
- (14) (15) *Physiocrates*, p. 613.
- (16) Paul Janet, *Histoire de la Science Politique*, t. 2, 5éd., Paris, 1913, p. 642.
- (17) F. Quesnay, *Oeuvres Economiques et Philosophiques*, publiée avec une introduction et des notes par Eugène Oncken, Réimpression de l'Édition Frankfurt 1888, SCIENTIA VERG ALEN, 1965, p. 33. 島津亮一・菱山泉訳『ケネー全集』第三巻五頁。
- (18) 古賀英三郎「ディドロの政治・経済思想」『ディドロ著作集』第三巻三四八頁。

- (19) J. Proust, La contribution de Diderot à l'Encyclopédie et les théories du droit naturel, *Annales historiques de la Révolution française*, t. 35, 1963, pp. 275-277.
- (20) Anthony Strugnell, *Diderot's Politics, A Study of the Evolution of Diderot's Political Thought after the Encyclopédie*, Martinus Nijhoff/The Hague, 1973, p. 99 e s.
- (21) *ibid.*, pp. 125-126.
- (22) *ibid.*, pp. 120-121.
- (23) Diderot, *Œuvres Politiques*, Edition de P. Vernière, Garnier Frère, 1963, p. 72. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷一六七頁。
- (24) 中賀英三監 『ド・ヴォルテの政治・経済思想』 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷三三三頁。
- (25) A. Strugnell, *op. cit.*, p. 121.
- (26) Diderot, *Œuvres Politiques*, Edition de P. Vernière, Garnier Frères, 1963, p. 118. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷一六七頁。
- (27) 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷一六七頁。
- (28) Diderot, *Œuvres Complètes, Tome XII*, Edition de H. Dieckmann-J. Varloot, Hermann, 1989, p. 484.
- (29) Diderot, *Œuvres Politiques*, Edition de P. Vernière, Garnier Frères, 1963, p. 457.
- (30) *ibid.*, p. 474. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷一一一頁。
- (31) F. Quesnay, *Œuvres*, p. 368.
- (32) cf. Henri See, *L'Évolution de la pensée politique en France au XVIII^e siècle*, Réimpression de l'édition de Paris, 1925, GENEVE, 1978, p. 206.
- (33) Diderot, *Œuvres Complètes, Tome VII*, Edition de John Lough et Jacques Proust, Hermann, 1976, pp. 424-425.
- (34) Diderot, *Œuvres Complètes, Tome V*, Edition de John Lough et Jacques Proust, Hermann, 1976, pp. 537-544.
- (35) 中賀英三監 『ド・ヴォルテの政治・経済思想』 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷三四五頁。
- (36) H. See, *op. cit.*, pp. 180-181.
- (37) 中賀英三監 『ド・ヴォルテの政治・経済思想』 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷三四五頁。
- (38) J. Proust, *op. cit.*, pp. 272-273.
- (39) 中賀英三監 『政治思想家ド・ヴォルテ』 『思想』 七四号 (一九八四年一月) 一八四頁。『ド・ヴォルテ著作集』第三卷三〇頁。
- (40) Diderot, *Œuvres Politiques*, Edition de P. Vernière, Garnier Frères, 1963, pp. 271-272. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷二五二頁。
- (41) Diderot, *Œuvres Philosophiques*, Edition de P. Vernière, Garnier Frères, 1964, pp. 619-620. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷三五一—三三三頁。
- (42) Diderot, *Œuvres Politiques*, Edition de P. Vernière, 1963, pp. 234-235. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷二二七頁。
- (43) *ibid.*, p. 344.
- (44) H. See, *op. cit.*, pp. 182-183.
- (45) *ibid.*, pp. 183-186.
- (46) *ibid.*, p. 187.
- (47) *ibid.*, pp. 183-186.
- (48) *ibid.*, p. 190.
- (49) *ibid.*, pp. 195-196.
- (50) Diderot, *Œuvres Politiques*, Edition de P. Vernière, Garnier Frères, 1963, p. 276. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷〔エカテリーナ二世の女説〕二二五頁。
- (51) *ibid.*, p. 478. 『ド・ヴォルテ著作集』第三卷〔ヘルヴェティウス反駁〕二二四頁。
- (52) H. See, *op. cit.*, p. 195.
- (53) 中川久定 『ド・ヴォルテの「セネカ論」』 岩波書店 (一九八〇) 一三四頁。